

奈良公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二号

奈良公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良公園事務所長に対する事務委任規則（昭和五十三年十二月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則第九号中「同項第一号」の下に「第九号及び第十七号」を加える。

附 則

この規則は、令和二年五月二十四日から施行する。